

# 震災被災者の住宅などの復興を支援します



東日本大震災により被災した市内の住宅や宅地の復興を支援するため、下表の補助や利子補給を行っています。

※平成23年3月11日からの適用となります。各項目を組み合わせてすることもできます。

申請書は、本庁建築住宅課、各総合支所建設係に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ・申し込み】  
本庁建築住宅課  
(☎24・2111 内線543)

## 市税は納期限を守って納めましょう

市税は、市民の皆さんが安心して健康な暮らしを送るために重要な役割を果たしています。福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備などさまざまな事業を進めるための財源です。

市税を滞納することは、納期内にきちんと納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。

そのため、市では納税の公平性を保つとともに、安定した税収を確保するため、納税指導や滞納処分を行い、市税の滞納額を少なくするよう努めています。

■滞納処分とは  
市が、滞納者(税金を納めない人)の財産を差し押さえることです。

税を滞納している場合は、市は裁判所に訴えることなく、差し押さえることができます。

### ①工事費補助(受付期限は平成25年度)

区分	対象となる工事	補助の割合
補修 (10万円以上の工事)	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊および半壊の被災住宅の補修工事	1/2(限度額30万円)
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させるための改修工事	1/2(限度額60万円)
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置などの改修工事	1/2(限度額60万円)
県産材使用改修	県産材を0.5立方メートル以上使用する住宅改修工事	1/2(限度額20万円)
宅地復旧 (20万円以上の工事)	のり面の保護工事、排水施設(宅内側溝など)設置工事、地盤補強・整地工事、擁壁設置・補強工事、地盤調査および設計調査費、その他安全性の回復に必要な復旧工事	1/2(限度額200万円)

※平成26年3月31日までに完了報告が必要です

### ②利子補給(受付期限は平成28年度。ただし、新住宅債務の住宅補修の受付期限は平成25年度)

対象		補給の割合
新住宅債務(被災後、新たに受けた融資の当初5年間の利子)	住宅補修	1%以内 (対象融資限度額640万円)
	新築	2%以内 (対象融資限度額1,460万円)
既往住宅債務(震災前から受けていた融資の利子)		新住宅債務が生じた時点から5年間分の利子を一括補助 (震災後新たに借り入れた額が上限)

### ③住宅新築・購入補助(受付期限は平成28年度)

区分	対象	補助の金額	
バリアフリー対応の住宅の新築・購入	高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと	床面積75平方メートル未満	40万円
		床面積75平方メートル以上120平方メートル未満	60万円
		床面積120平方メートル以上	90万円
県産材を使用した住宅の新築・購入	10立方メートル以上の県産材を使用していること	使用量10立方メートル以上20立方メートル未満	20万円
		使用量20立方メートル以上30立方メートル未満	30万円
		使用量30立方メートル以上	40万円
住宅の新築・購入	国の被災者生活再建支援金の基礎支援金および加算支援金(建設・購入に限る)の支給を受けていること	2人以上の世帯	100万円
		1人世帯	75万円

■滞納処分(財産差し押さえ)の対象となる財産  
▽債権：預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など  
▽不動産：土地、建物  
▽無体財産権：出資金(信用組合、農協など)  
▽動産：自動車、パソコン、家具など(自宅などを検索して差し押さえます)

■滞納処分の対象者  
支払い能力があるにもかかわらず、遊興費やローンの返済などを優先し、納税しない人などが滞納処分の対象となります。

■納税相談  
災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず放置せず、本庁収納課または各総合支所税務会計係まで早

### ■滞納処分までの流れ

○督促・催告  
納期限までに納付されない場合、督促状を発送します。それでも納付しない人へは、文書や電話などで納税の催告を行います

○財産調査  
勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ財産調査を行います  
※本人の承諾は必要なく調査できます

○滞納処分(財産差し押さえ)  
再三の催告にも応じず、滞納状態が継続している場合には、滞納処分(財産差し押さえ)を執行します

○換価処分  
(債権取り立て、動産・不動産公売)  
債権は原則、即時に取り立てます。動産や不動産は公売(売却)し、その売却代金を市税に充当します

### ■市税滞納処分の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件数	510	548	421	266	400
換価金額(千円)	38,663	91,402	63,746	38,490	43,949

めにご相談ください。

■延滞金について  
延滞金は、納期内に納付している大多数の人との公平性が保たれるよう課せられるものです。納期限までに完納(全て納めること)されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じて計算し、納めていただきます。

※延滞金の利率は、現在年14.6%。ただし、納期限の翌日から1カ月の期間は年4.3%です

【問い合わせ】  
本庁収納課(☎24・2111 内線243・244・245)



公売した物件の一例です

### 差し押さえ物件の公売

市では、市役所を会場とした公売のほか、官公庁を対象に開設されているオークションサイトを利用した公売(インターネット公売)を行っています。

今回の不動産公売は、10月30日(水)に行います。公売物件および入札参加方法など詳しくは、本庁収納課へお問い合わせください。